

静岡県告示第79号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年静岡県告示第241号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月9日

静岡県知事 川勝平太

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

掛川市仁藤字真如寺下90番1、同掛川字真如寺下882番1、同掛川字真如寺下887番1、同掛川字真如寺下887番2、同掛川字真如寺下888番8の各一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び西部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）